

平成25年7月第21回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成25年7月22日第21回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（16名）

2番 高野孝一 3番 熊田芳子

4番 小野一雄 5番 佐藤正司

6番 安藤美重子 7番 百井いと子

8番 鈴木高行 9番 鈴木邦昭

10番 渡邊健一 11番 四宮規彦

12番 高野進 13番 熊澤勇

14番 佐藤アヤ 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（1名）

1番 鈴木洋子

○ 出席議員（16名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐々木 人見	税 務 課 長	佐 藤 邦 彦
町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫	健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久
農 林 水 産 課 長	東 常 太 郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦
商 工 観 光 課 長		都 市 建 設 課 長	日 下 初 夫
兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
復 興 ま ち づ くり 課 長	千 葉 英 樹	教 育 長	岩 城 敏 夫
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 久 子	生 涯 学 習 課 長	熊 澤 一 弘
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規	兼 庶 務 班 長	

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第93号 工事請負契約の締結について（平成25年度亶理町
災害公営住宅（下茨田）整地工事（復交））
- 日程第 5 議案第94号 工事請負契約の締結について（平成25年度亶理町
災害公営住宅（上浜街道）整地工事（復交））
- 日程第 6 議案第95号 工事請負契約の締結について（平成25年度亶理第
5-1号汚水幹線工事）
- 日程第 7 議案第96号 物品購入契約の締結について（平成25年度（復
交）農業用機械施設（選花機）整備事業）
- 日程第 8 議案第97号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解すること
について
- 日程第 9 議案第98号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第99号 平成25年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補
正予算（第1号）

午前 10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成25年7月第21回亶理町議会臨時会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、1番 鈴木洋子議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、16番 鞠子幸則議員、17番 佐藤 實議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議 長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案7件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議 長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋 藤 邦 男 君 登壇〕

町 長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第21回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用

のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案7件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

それでは、各議案についてその概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第93号「工事請負契約の締結について（平成25年度亙理町災害公営住宅（下茨田）整地工事（復交）」から、議案第95号「工事請負契約の締結について（平成25年度亙理第5－1号汚水幹線工事）」までの3件の議案につきましては、去る7月5日に入札を執行したそれぞれの工事における工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第96号「物品購入契約の締結について（平成25年度（復交）農業用機械施設（選花機）整備事業）」につきましては、去る7月12日に入札を執行した農業用機械施設（選花機）に係る物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第97号「損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて」につきましては、東日本大震災直後に発生した亙理町ゆうゆう作業所に通所していた障害者の死亡事故について、裁判所から示された和解案により当事者間での合意に達したため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第98号「平成25年度亙理町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,099万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を593億8,724万3,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明を申し上げます。

3款民生費におきましては、議案第97号「損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて」でご説明いたしました弁護士委託費用及び和解金を予算措置するもので、総額352万5,000円を増額補正するものであります。

4款衛生費につきましては、ごみ集積所建設費補助金等の補正になりますが、津波被災行政区を初めとする7行政区から、当初予算措置額を超えるごみ集積所建設費補助金及び側溝清掃容器購入補助金の交付申請等があったことから、それら

の不足額47万2,000円を増額補正するものであります。

7款商工費につきましては、企業誘致対策経費において、亘理町工業用地等造成事業特別会計への繰出金として3,700万円を増額補正するものであります。これは、亘理中央地区工業団地への企業誘致を推進するに当たり、開発行為許可申請等を行うための繰出金であります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

今回の補正に係る調整財源として、4,099万7,000円を財政調整基金から繰り入れるものであります。

議案第99号「平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,419万1,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、一般会計補正予算の中でも触れましたとおり、今後の亘理中央地区工業団地への企業誘致を推進するため、実施設計・開発行為許可申請業務委託料等として3,700万円を増額補正するものであります。

これは、食料品製造業の「舞台アグリイノベーション株式会社」から亘理中央地区工業団地への企業立地の申し出があったことを受けて、必要面積5.3ヘクタールを含む亘理中央地区工業団地の開発行為許可申請等を行うものであり、今後においては、本年7月から東日本大震災で大きな被害を受けた津波浸水地域等の産業復興を加速するため、これらの地域において工場等を新增設する企業に対し、国の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が新規で認められることになったことから、さらに企業誘致が進むものと期待するものであります。

以上、提出議案についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くだされますようお願いを申し上げます、提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第 4 議案第93号 工事請負契約の締結について（平成25年度
亘理町災害公営住宅（下茨田）整地工事（復
交））

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第93号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、初めに議案第93号について説明申し上げます。議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

工事名につきましては、平成25年度亘理町災害公営住宅（下茨田）整地工事（復交）でございます。

請負金額につきましては、9,975万円。

契約の相手方ですが、亘理町荒浜字水神62番地、阿部工務店・結城組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。なお、代表構成員につきましては、阿部工務店でございます。

それから、今回の落札率につきましては、99.37%でございました。

資料については、隣の2ページ目をごらんいただきたいと思います。

入札年月日につきましては、平成25年7月5日。

入札方法は、条件付きの一般競争入札ということで、この条件の主なものにつきましては、まず構成員のうちの代表者については、亘理町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が700点以上の者と、代表者以外の構成については、北海道及び東北6県に本社または本店を有し、土木一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評定値が600点以上の者が条件となり、いわゆる復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

業者名につきましては、斎藤工務店・永井組復旧・復興建設工事共同企業体、阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体、阿部工務店・結城組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体、渡辺工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体、以上5の共同企業体でございます。

入札回数については2回。

工事場所については、亘理町字下茨田地内ということで、具体的には3ページ目の位置図に黒枠で表示しておりますが、下茨田住宅の南側の亘理承水路脇、町道狐塚線に囲まれた部分となります。

お戻りいただきまして、工事内容、主なものを説明いたしますと、開発区域面積が2.06ヘクタール。土工としまして、盛り土が搬入土として1万1,700立米。調整池築造工として、コンクリートブロック積、高さが2.2メートルが320平米。それから、擁壁設置工としまして、L型擁壁、高さが1.25から1.5メートルのもので、これが162メートル。排水施設工として、自由勾配側溝、幅が300から600、高さが300から800のもの、これが288メートルでございます。それから、雑工一式となります。

工期については、平成25年7月23日から平成26年2月28日まででございます。

なお、各図面等については、次ページ以降ご参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、1点目、いわゆる設計価格は幾らだったのか述べてください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 設計価格を申し上げます。1億38万円ちょうどでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 次ですけれども、予定価格の事前公表についてお伺いしますけれども、予定価格の公表については、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）では、入札の前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高どまりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、及び談合が一層容易に行われる可能性があることから、国においては入札の前の予定価格は公表しないということになっております。各省庁の長等は、契約締結後に事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合には公表してもよいとなっておりますけれども、ただし地方公共団体においては、法令上の制限はないということから、各

団体において適正と判断する場合には事前に予定価格を公表することもできるというふうになっております。逆に国は予定価格の公表はしないと、談合が起こるおそれがあるし、落札価格が高どまりすると、見積もりの努力が損なわれるおそれがあるということから、国においては公表はしないんだと、ただし地方公共団体においては、法令上の制限はないので、適切な場合は予定価格の事前公表は行っても構わないというのが趣旨であります。それで、今後のことなんですけれども、これを踏まえて、予定価格の事前公表はあり得るのか、それとも全然ないのか、それをお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 内容について、今鞠子議員がおっしゃったように、国のほうのそういう指導もありまして、町としましては当面は予定価格の公表はございませんが、今後国あるいは県等で、そういった内容の通達等が来た際には再度検討しますが、当面は公表については予定はございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 盛り土の件なんですけど、これ2.06ヘクタール、要するに2万600平米だと思いますが、これに対して盛り土1万1,700立米、これは2万600平米に対しての盛り土ということによろしいですか、それとも1万8,000平米に対してこの盛り土なのか、それによって高さが違ってくると思うのですが、どうですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） こちらに載せておりますのは、開発区域面積ということで、2.06ヘクタールとなつてございますので、現実にはこれよりも少ない面積、実際に盛り土する面積については、これよりも少ない面積になるということになるかと思ひます。

それから、開発区域面積ですので、いわゆる宅地だけではなくて、中に整備する道路とか、そういったものも含まれている数量でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 指名の参加業者の中で、JVが全部組まれているんですね。これは前回もちょっとお話ししたんですけれども、その中で町外のJVに参加している、北海道伊達市からだと思いますけれども、指名委員会の中において審査する

場合、この北海道から参加している業者の内容、どのぐらいの人数を互理町においてどのような仕事をしているのか、資機材はどのぐらい持っているのかとか、そのようなことについて、指名委員会の委員長である副町長に伺いますけれども、どのような審査内容でこういうJVを組んだ経緯があるのかお尋ねします。

議長（安細隆之君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） この件につきましては、もう資格審査の中で、指名願いの中に既にその条件としてありますから、これは当局のほうでは把握しております。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） では、ここの中のJVの中で、指名で入った勝田組さんというのは、どのような従業員数を互理町に置いて、資機材はどのぐらい持っているかと、その辺答えていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 済みません。今言った勝田組さんの指名登録の中身、会社の概要について、ちょっと今手持ちがございませんので、後ほど議員さんのほうにご説明したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） いずれ前回からこのような形になって、JVを組んでおられるようですけれども、それは伊達市さんから協力いただいている、それに対する感謝の意を出しているというのはわかるんですけれども、やっぱりこういうのは公正な仕事なので、そういう情状酌量とか、そういう形の感謝の気持ちではなくて、やっぱり競争入札なので、それなりの会社として認められる企業というのが最低限必要なんですね。人夫3人、5人、その小屋において作業をしているというふうな話も我々は聞くんですけども、それがこのJVを組む中身として適当かと、その辺もよく指名委員会の中で審査してやっていただきたいなど。ほかの企業にもいろいろ影響はあると思います、そういうふうな組み方をすれば。その辺をもう一回副町長からお願いします。

議長（安細隆之君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 議員さんのおっしゃるとおり、当町の基準に基づいて今後とも行っていきたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今回造成するところは、住宅地に当たります。そういう部分で、1万1,700立米と搬入するわけですが、どの道路を通過して搬入することを考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） こちらの下茨田の整地工事に搬入します土砂でございますが、現在町で所有、管理しております割山のほうから採取して、山ずりを搬入する予定としてございます。ルートでございますが、本日ご承認をいただいた後に、業者のほうと契約をさせていただき、業者のほうと搬入ルート等につきまして、周辺住民の方への影響が少ない一番妥当なところを選定させていただき、なおその後、警察当局と交通管理者との協議も行いながら周知を図り、なおかつ周辺住民の方への工事説明会等も開催して、ご了解をいただいた後、実際に工事に入る予定としてございますので、まだその搬入ルートについては決まっております。ただ、割山でございますので、いずれ県道塩釜亘理線を通じて、あるいは6号線、こちらの大きい道路を通過して、影響のないところを通過して搬入したいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 7月23日からという、子供たちが夏休みに入るしな、と思ったんですけれども、では夏休み期間中はいろいろ地域の方の了解を得るとか、説明会をするとかということで、夏休みに子供たちが危ないような状況にはならないでしょうか。あの道は結構狭いんですよね。ダンプがすれ違うことはまずできますか。その辺もうぎりぎりだと思えるんですけれども、ちょっとそういう部分はどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） おっしゃるとおり、周辺には住宅がかなり張りついているということで、子供さん方もいらっしゃるということで、もちろんその安全性については、誘導員とか交通安全施設等を設けて、事故のないようにやることはもちろんでございます。搬入の一応工期予定でございますが、今現在7月、8月におきましては、大体その搬入工事の前の準備段階ということで、若干重機等の搬入等はあるかとは思いますが、実際に土砂の運搬というのは、今の予定で8月末ぐらいから9月の初旬ぐらいに入るのかなというふうな感じでもってお

ります。もちろん、夏休み期間中に工事に入る場合につきましても、そうでない場合につきましても、実際に工事が始まる前に工事説明会等を行いまして、周辺住民の方、それから区長さん方へのご説明、ご了解をいただいてから、安全を確保した上で開催させていただきたいと思います。事故のないように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第93号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第94号 工事請負契約の締結について（平成25年度
亘理町災害公営住宅（上浜街道）整地工事
（復交））

議 長（安細隆之君） 日程第5、議案第94号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案第94号について説明申し上げます。議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

工事名につきましては、平成25年度亘理町災害公営住宅（上浜街道）整地工事

(復交)でございます。

請負金額につきましては、1億8,165万円。

契約の相手方につきましては、亶理町逢隈高屋字中野上108番地、斎藤工務店・永井組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。代表構成員については、斎藤工務店でございます。

今回の落札率につきましては、97.68%ございました。

続いて、資料になりますが、隣の8ページをごらんいただきたいと思います。

入札年月日については、平成25年7月5日。

入札方法については、条件付き一般競争入札ということで、この条件の主なものといたしましては、先ほど議案第93号でお示した条件と同じでございますので、割愛させていただきたいと思います。

3の業者名ですが、斎藤工務店・永井組復旧・復興建設工事共同企業体、阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体、田中建材輸送・結城組・丸蔦平組復旧・復興建設工事共同企業体、八木工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体、太田工務店・岩佐組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体、以上6共同企業体でございます。

入札回数については1回。

工事場所が、亶理町字上浜街道地内ということで、具体的には次の10ページのほうにお示ししています位置図のほうに記載の黒枠で囲んだ部分になりますが、常磐線の柴街道踏切の西側で、柴街道線の南に隣接する黒枠で囲んだ部分となります。

工事内容ですが、主なものを説明しますと、開発区域面積が3.07ヘクタール。土工としまして、盛り土、搬入土1万9,500立米。調整池築造工、コンクリートブロック積で367平方メートル。舗装工として、路盤工及び舗装工が3,120平方メートル。排水施設工として、自由勾配側溝、幅が300から600ミリ、高さが400から1,200ミリまでの間の側溝でございまして、トータル1,176メートル。それから、擁壁設置工として、L型擁壁、高さが1メートルから1.75メートルまで、合計221メートル。続いて、9ページをお開きいただきまして、公園整備工としまして、フェンス設置工、高さが90センチのフェンスですが、83メートル。それから、雑工

一式となります。

工期については、平成25年7月23日から平成26年3月25日まででございます。

なお、図面等については、次ページ以降に載せておりますのでご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 議案93号でも質疑しましたがけれども、設計価格は幾らになってますか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） こちらの議案94号、上浜街道の分の設計価格でございますが、1億8,596万8,650円でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今回も復旧・復興建設工事共同企業体であります。それについて、きのう河北新報の社会面に、非常に心温まる記事が載っておりました。見出しだけ紹介しますがけれども、「北の男、亘理復興に寄宿舍整備、10社から常時30人から50人、姉妹都市北海道伊達の商工会議所の支援、集団移転事業など担う」というふうに、伊達市の姉妹都市の関係で、こういう支援が行われているということで、今後ともこの復旧・復興建設工事共同企業体については、今後の工事についても採用するのかどうか質問いたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今後についても、この復興JVの考え方については継続して考えてまいりたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 先ほどの続きになりますけれども、まず下茨田とここの上浜街道、盛り土は大体平均な高さにするのでしょうか。同じぐらいの高さですね。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 盛り土工事でございますが、それぞれ現在田んぼ、もと水田ということでございます。表土を剥ぎ取りの工事をいたしまして、その後山ずり等によりまして盛り土を行うという予定にしております。それぞれ上浜

街道、それから下茨田で設計書をつくってございますが、おおむね同じ高さになるかと思えます。それで、大体のその完成後の高さの見込みでございますが、おおむね現況の周辺の道路の地盤から約30センチ程度高くなる見込みというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 30センチ程度といいますと、まず盛り土1万9,500立米、それに3.07ヘクタール、要するに3万700平米ですけれども、これに持っていきますと、高さは約64センチになるわけですね。それから、先ほどの下茨田のほうですと約57センチになります。その差があったもので、私は先ほど確認しながら、ちょっと今質問させていただきましたが、30センチとなりますと、また違ってくるのではないかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 現在の水田の高さから盛り土をする部分でございますので、そのような量になっているかと思われます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 2点ほどお伺いしますが、1つは、上浜街道に戸建て住宅が建設予定である。その戸建て住宅の盛り土した場合の境界工事といいますか、境界線の工事があるのかどうか。例えば、集団移転の団地内においては、隣接する境界線を3段階のブロック工事をすることになりましたけれども、この戸建て住宅についてはどうなのか。

それから、もう1点、この11ページの位置図の中で、集合住宅と戸建て住宅の位置は、場所はどのようになるのか、具体的にお示しを、説明をお願いしたいと思います。見れば、右側が戸建てなのかなというふうな感じはするわけでありませけれども、その辺の説明をお願いします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） まず、1点目でございます戸建て住宅の敷地境界はどうするかというふうな話でございます。議員お話しのとおり、集団移転先地の造成地につきましては、いわゆる対象者の方々の協議会の中で、いろいろこれまで何度かご説明とご議論をいただいた中で、ぜひとも町のほうで敷地境界沿いにブロックを設置してくれというふうなご要望がございまして、それに対応する形で

ブロックを設置する計画としてございます。しかしながら、今回の公営住宅の整備箇所につきましては、基本、公営住宅ということでございますので、敷地の境界につきましては、プレートなり表示等を設置する可能性はございますけれども、基本的にはそのブロック、塀とかそういったものを設置する計画は今のところ持ってございません。以上でございます。

2点目でございます。11ページの図面をお開きいただきたいと思います。議員おっしゃるとおり、この図面の左側、方向で言いますと西側になりますが、こちらのところに集合タイプの公営住宅125戸分になりますが、設置する計画でございます。それから、図面の右側、東側になりますが、こちらに区割りの線をそれぞれ入れてございます。こちらに災害公営住宅40戸を設置する計画になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今課長のほうから、戸建ての公営住宅については、改めてその基礎ブロックの境界は設けないということの説明なんですけど、例えば将来、個別に戸建てを購入するような機会が出てくるのかなと、購入しない方もおるかと思いますが、5年経過をして償却が可能な段階での、そういうお互いに私的に購入する場合、私はトラブルが出てきはしないかなと、その辺の防止策についてはどのように考えているか説明をお願いします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 区割りににつきましては、基本、測量を行って、そちらのポイント座標を数値的にはもちろん押さえておくと考えてございますが、現在そこははっきり決まってはございませんが、検討中でございますが、敷地境界沿いに、先ほど申し上げましたとおり、例えばくいを設置するとかプレートを設置するとかしながら、お互いの敷地の境界がわかる、明示できるような形で対応をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 今の関連していくわけですが、11ページ、まずこれはトータルで敷地面積は3ヘクタールちょっとあります。そこで2つ、要は集合住宅建設されるであろうその敷地面積と、反面公営戸建てがつくられるであろう敷地の面積、幾らずつになっているか、これが1つ。

2つ目は、そこから調整池または道路等をつくるわけですが、それらの面積はどのぐらいになっているかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 申しわけございません。その内訳につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、よろしければ後ほど議員のほうにご報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） それは後ほどということで、では概略だけお伺いしたいんですが、戸建て公営40戸分の通路、道路といいますか、それから調整池は入っていないね、約何割ぐらいになりますか、20%ぐらいになりますか、道路の割合。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 図面がございますとおり、それぞれの戸建てに面した形で接道できるように、もちろんそれぞれのお宅に車で乗り入れができるような、戸建て住宅に関しましては計画をしております。それから、道路だけではなくて、緑地それから公園、調整池等も含めると、2割は当然超えてくるのかなというふうに感じております。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第94号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第95号 工事請負契約の締結について（平成25年度
亘理第5-1号污水幹線工事）

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第95号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第95号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

工事名が、平成25年度互理第5-1号汚水幹線工事でございます。

請負金額が、1億1,340万円。

契約の相手方ですが、互理町字東郷209番地5、阿部春建設株式会社。

落札率につきましては、99.65%ございました。

続いて、資料になりますが、15ページをお開きいただきたいと思います。

入札年月日が、平成25年7月5日。

入札方法については、条件付き一般競争入札ということで、条件の内容ですが、名取市、岩沼市、互理町、山元町に本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けており、土木一式工事について総合評定値が700点以上の者であるというのが主な条件でございます。

業者名については、株式会社斎藤工務店、株式会社渡辺工務店、阿部春建設株式会社、株式会社阿部工務店、株式会社八木工務店、千石建設株式会社、株式会社太田工務店、以上7社でございます。

入札回数については3回。

工事場所については、互理町吉田字流地内ということで、16ページに図面記載しておりますが、具体的には浜吉田駅西側の町道浜吉田駅前線、それから一般県道の吉田浜山元線の浜吉田郵便局、その踏切を越えた東側の部分になります。

工事内容については、主なものを説明しますと、線路の延長として550.5メートル。それから、開削工法としまして、硬質塩ビ管150ミリが227.7メートル。推進工法といたしまして、高耐荷力泥土工法として250ミリ管が322.8メートル。マンホール設置が記載の10カ所、公共ます設置工として23カ所、付帯工一式となりま

す。

工期については、平成25年7月23日から平成25年12月25日まででございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 議案93号、94号と同じですけども、設計価格を述べてください。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 設計価格でございますが、1億1,380万3,200円です。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この入札のときに、最低価格は設けてありますか、設けていないんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最低価格は設けてございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 設けてあるということなので、最低価格制度について説明していただきたいということと、最低価格は幾らだったのか、この2点をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最低制限価格については、いわゆる工事請負価格が余りにも突出して低価格でありますと、先ほど鞠子議員がおっしゃいましたように、その工事ができない事態とかが発生しますので、ある程度のラインということで最低価格を設定しているものでございます。

それで、済みません、最低価格については、ちょっと手持ちがございませんので、後ほど議員さんのほうにお教えしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 下水管工事ということで、12月の25日が竣工日だということですが、1つお尋ねしたいのは、この竣工検査のあり方について、現在上下水道課なり都市建設課なりやっていると思いますが、例えば竣工後、いつの時点で、

いつまでに誰がどのように行ってきたのか、これからこれに入るわけですが、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今の内容については、竣工検査のあり方についてというご質問でよろしいですか。（「はい」の声あり）

それで、ここに記載の工期については、当然工期遵守ということで、これを守っていただきまして、竣工検査については、完成後速やかに書面あるいは現場のほうで検査をして、確認後に工事業者のほうに代金を支払うという方式をとってございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 私が質問したのは、代金を支払うのは当然ですけども、工事完了しましたよと、そしたら竣工検査というのは、誰がいつの時点でやるんですかということをお尋ねしているんです。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 工事完了後2週間以内に、検査については、私企画財政課長のほうで検査をするということで進んでおります。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 2週間以内に企画財政課長がやるんだということでありましてけれども、実はこの下水道管工事について、議会のほうに、産業建設常任委員会のほうにいろいろ苦情がありました。4月の段階でありますけれども、何だと、竣工検査をやったのかと、ある町民からこういうご指摘をいただきました。議会の産業建設常任委員長、一応私が仰せつかっているものですから、私のところに仮設住宅に町民の方が来まして、いろいろたらたらと文句をいただきました。関係する担当課長と相談して、現地確認等やりましたけれども、そういう要は工事がかなりふくそうしていて、担当課の課長なりあるいは班長なり、その竣工検査をやる人たちが、何かおろそかになっているのではないかと、このような私は疑念を持ったわけでありまして。したがって、今回同じような工事がこれからどんどん出てくる、この辺についての今後の当局としての考え方をひとつ述べていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 今ほどの小野議員さんの質問といいますか、4月当初の苦情の関係でございますけれども、24年度事業で実施いたしまして、舗装復旧の部分ございましたので、その部分につきましては、方針といたしまして、仮復旧いたしまして、原則翌年度本復旧というふうなことで、そのような方針でもってしてございますので、現場でもってそのようなお話をさせていただきまして、対応させていただいておるといふふうなことで、その場はそのようなことで了解をいただいておりますといふふうなことでございます。

あと、それ以降につきましては、企画財政課長のほうでお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、竣工検査等については、当然目に見える部分について目視というか、あとは寸法等の検査をしております。それから、目に見えない部分、いわゆる隠れている部分については、写真等で確認をしながらということで検査しておりますので、今後とも出来形、それから成果品等の確認については、そういった形で竣工検査をしてみたいと考えております。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） せっかく災害復旧・復興に向けて一生懸命やっておるわけですから、町民から指摘されることのないような施工方法をひとつやっていただきたいと、このように申し上げておきます。以上です。回答は要りません。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第95号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 96 号 物品購入契約の締結について（平成 25 年度
（復交）農業用機械施設（選花機）整備事
業）

議 長（安細隆之君） 日程第 7、議案第 96 号 物品購入契約の締結についての件を議題と
いたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案第 96 号 物品購入契約の締結につ
いて説明申し上げます。議案書の 17 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 96 号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、次のとおり契約を締結することが
できるものとする。

事業名については、平成 25 年度（復交）農業用機械施設（選花機）整備事業でご
ざいます。

契約金額が、1,344 万円。

契約の相手方が、亶理町逢隈田沢字遠原 36 番地、みやぎ亶理農業協同組合でご
ざいます。

落札率につきましては、98.46% でした。

資料になりますが、隣の 18 ページをごらんいただきたいと思います。

入札年月日が、平成 25 年 7 月 12 日。

入札方法については、指名競争入札。

業者名については、みやぎ亶理農業協同組合、株式会社宮城ヤンマー商会、ヤン
マー農機販売株式会社亶理支店、3 社でございます。

入札回数が 1 回。

購入品目及び台数が、選花機 2 台。

仕様については、別紙のとおりということで、次の 19 ページをお開きいただきた
いと思います。ここに仕様書を記載しておりますが、選花機の内容については、
対象となる品目が菊ということで、自動的に所定の長さに切りそろえまして、1
本ずつ重さを計量して選別して、その後に自動で結束して出荷するものでござい
ます。処理能力については、この選別機の上から 2 段目に書いておりますが、1

時間当たり2,000本の処理能力という仕様内容になっておりまして、合計2台の選花機でございます。

18ページにお戻りいただきまして、受渡期限については、平成25年8月9日。

受渡場所については、亘理町逢隈高屋字石堂東31番地外となります。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この選花機を借りるであろう方に、この人も津波の被災を受けて選花機がだめになった方ですけれども、町に対する要望をお伺いしたけれども、要望はないと、こんなにしてもらって、選花機を貸してもらって、要望はないということをおっしゃっていました。それを踏まえて、この選花機のメーカーはどこですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今、農協のほうから承認願いという形で上がってこようと思うんですけども、私の資料の中では、株式会社ハマ製作所の資料は持っております。ただ、農協のほうで、この同じような業者、選花機をつくった業者で持ってくるか、その辺はちょっとまだ承認願いの中でまだ提出されておられませんので、まだわかっておりません。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 亘理町に、菊とは限らなくても、花を専門に生産している農家は何件あって、その方々は個別に選花機を持っているんですか。その状況はどうなっているんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） たしか逢隈のほうでも菊以外の花とかつくっておりますが、その選花機は持っております。ただ、今台数というか、菊農家が何件あって、その選花機の台数についてはちょっと把握しておりませんので、個別に議員さんのほうに後でお知らせするようにいたしたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後になりますけれども、自動結束機つき重量選別機、処理能力は

先ほど説明ありましたが1時間2,000本、これは標準の能力なのか、それとも高い能力なのか、その辺はどうなっているんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 私もちよっと今その資料を見ますと、標準で1時間当たり2,000本ではないのかなと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） これは、管理はどこでするんでしょうか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） あくまでも2人の方々に貸し出すということで、管理については、その貸し出された方々が管理するようになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） ということは、整備、例えば以前も話しましたがけれども、故障した場合、整備、故障費用、これはどちらが持つのか確認します。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） あくまでも管理一式でございますので、借りた方がそのお金をもって維持管理をしていくという、整備の維持管理の中に入っていますので、その形でお願いしたいということでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第96号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第97号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解す

ることについて

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第97号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第97号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて説明申し上げます。議案書の20ページのほうになります。

損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて。

平成24年（ワ）第266号損害賠償請求事件の裁判上の和解を下記のとおり仙台地方裁判所において成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の事故につきましては、先般の全員協議会でご説明させていただいておりますが、ゆうゆう作業所への通所者が東日本大震災発生後に自宅のほうに戻っていかれ、津波に遭って亡くなったという事故でございます。

和解の内容でございますが、まず1、相手方、記載の亘理町にお住まいの亡くなった利用者のお母様でございます。原告になります。

それから、2点目、事案の概要でございますが、東日本大震災発生後に、亘理町ゆうゆう作業所に通所していた障害者が、作業所から自転車で出ていき、津波により溺死した事故について、設置者である亘理町、それから指定管理者である亘理町社会福祉協議会及び当時の作業所長の3者を相手に母親から損害賠償請求を求める訴訟が起こされ、訴訟前に調停を行ったんですが、それも不調に終わりました。訴訟では1年2カ月にわたり計10回の口頭弁論を行っております。

今般、裁判長のほうから原告の被害感情や障害者であることへの配慮の面などから、さらには早期解決で後に引きずらないため、和解案が提示されました。そのことから、被告3者で和解金を支払い、和解するものであります。

和解の内容でございますが、和解条項として、8項目掲げてございます。

(1) 被告亘理町は、原告に対し、本件解決金として、金300万円の支払い義務があることを認める。

(2) 被告亘理町は、前項の金員を、平成25年9月30日に限り、原告代理人名義の普通預金口座に振り込んで支払う。ただし、振り込み手数料は被告亘理町の負

担とする。この9月30日に限り支払うという内容なのですが、今回の和解案議決いただきましたらば、裁判所のほうにも報告するわけなのですが、8月22日に次回の口頭弁論の会議がございます。その中で、裁判長のほうから和解調書が作成されまして、最終的に和解、そして訴訟の終結というふうになるものでございます。それで、一般的には、その和解の調書によつての解決によりまして、その後1カ月ぐらいに和解金を支払うというような形がパターン化のようでございますので、一応1カ月ちょっとでございますが、9月末までの支払いということで内容を明記してございます。

(3) 被告社会福祉法人亙理町社会福祉協議会及び被告当時の作業所長は、原告に対し、連帯して本件解決金として、金450万円の支払い義務があることを認める。

(4) 被告社会福祉法人亙理町社会福祉協議会及び被告当時の所長は、前項の金員を平成25年9月30日限り、原告代理人名義の普通預金口座に振り込んで支払う。ただし、振り込み手数料は被告社会福祉法人亙理町社会福祉協議会及び被告前所長の負担とする。

(5) 原告は、その余の請求を放棄する。

(6) 原告及び被告らは、本件が和解で円満に解決した趣旨に照らし、今後、相手方に対し互いに不当な要求をしたり、相手方を誹謗中傷したりしないことを相互に確認する。

(7) 原告及び被告らは、本件に関し、本和解条項において定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(8) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上の内容で和解をしたいと考えておりますので、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 全員協議会で説明されましたけれども、その日に社会福祉協議会の理事会があつて、この件について話し合いが持たれるという報告がありましたけれども、その結果としてどうなったのか、450万円の分け方も含めて、それを報告してください。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 社会福祉協議会の理事会の中で審議されることになっておりますが、社会福祉協議会の審議につきましては、本日午後から理事会が開かれるということでございます。一応和解につきましては、会長のほうの専決事項で処理を進めているということで、その報告によって和解する案についての提示というか説明がありまして、それから所長に対する求償については、きょうの午後の理事会の中でするかどうか、事務局的には使用者側の責任というふうに考えているようでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私は教育福祉常任委員会でも言いましたけれども、裁判長が原告、被告に、今の現段階で和解を促したことは、これは妥当だというふうに思います。それを踏まえて、3.11の当時ですけれども、ゆうゆう作業所では、いわゆる避難対応マニュアル、災害対応マニュアル、避難等含めて、津波とか地震のときに避難するときはどうするかというマニュアルは持っていたんですか、持っていなかったんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） マニュアルといたしますか、消防計画は定めてございました。ただ、地震による避難関係の具体的なマニュアル、要するに行動の流れ、情報を収集するとか点呼をとるとか、あとは誰が担当してどこまで連れていくとか、そういった具体的な内容までは決まっておりますが、消防計画の中では、避難する場合は中央公民館に避難する。それから、避難の指示については、公共的な機関のほうからの指示、あるいはそれがわからないときは所長が判断して避難指示をするというふうな内容で定めてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今回、750万円を町が300万円、社会福祉協議会等が450万円となっておりますけれども、公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例及び規則では、こうした場合に負担割合はどうするのかということは、どこに規定されているんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 条例等の中では、損害賠償にかかっているのは第10条にございま

すが、こちらについては建物の管理の分だけの損害賠償ということで明記してございます。しかしながら、第5条の関係の協定の締結という項目の中に、8番目のほうの前各号に掲げるもののほか、町長等が必要と認める事項ということで、協定書の中で損害賠償、それから仕様書の中で町と指定管理者との責任ということでの項目で明記してございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 裁判所の和解案は、それなりに評価しますけれども、町としてどのぐらいの瑕疵があって、その300万円というのが出てきたのか。本当に施設内での被害に遭われたとか、そういうならわかるけれども、途上に流されて亡くなられたと。それは、指揮命令系統が、施設長が帰れと言ったからだというふうな、その辺なんですけれども、町としての瑕疵は本当に、どんな感じで瑕疵を認めたのか、その辺について。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 町の瑕疵となると、今回の負担割合の関係ということになってくるかと思うんですが、一応先ほど鞠子議員の質問の中でお答えしました、その賠償の関係の内容に基づくと、施設側に瑕疵があって利用者による賠償請求があった場合については施設側で払うと、負担するという項目になっております。ただ、包括的な管理の中での責任については、町もありますよと。ただ、今回の瑕疵については、一応裁判の中でも答弁というか回答していたのは、あの状況の中では適切な指示ではなかったかということで回答させていただいております。ただ、裁判の争点が、障害者であったこと、それで健常者においてもパニック状態になっているあの災害の中で、もう少し適切なのか配慮があれば、違った結果になったのではないかなという裁判長のお言葉もあったので、その点を重々含めて、今回のその施設側の負担を少し重くさせていただいたと。それで、指定管理という制度の中では、根本的には指定管理者の使用者、すなわち町のほうも当然責任があるということで、民法上も含めて使用者の責任ということから、町のほうの負担、それから内容について、その避難の指示とか職員の対応も全部含めて、施設側を管理する社協のほうも含めての割合で、一応4対6ということにさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 新聞にちょっと出たんですけれども、名前はどこの町とも出ていないし、こういう事例は初めてだと、この災害でそういう障害者が流れて死んで、そして和解でやったというのが、ちょっと見たんですけども、こういう事例というのはほかにもあるような。承知しているか、していないか。初めてというかほかの町村で、多分こういう方もいると思うんです。その辺についての情報として、どのようにつかんでいるのか。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今回のうちのほうの事故につきましては、ほかの町村ではないものと思っています。ほかの町村であるのは、実際に津波が到達した区域の施設において亡くなったということのほうの内容になるかと思います。その中から避難する途中とか、今回の場合は津波の到達していない区域の作業所において利用者が自宅の方面に向かって出て行って、津波に遭って亡くなったということなので、ちょっとニュアンス的に違うので、同じような事案はないものと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第97号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は、11時25分といたします。休憩。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

議 長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第98号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第98号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第98号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。資料の平成25年度亶理町一般会計補正予算書（第3号）をごらんいただきたいと思います。

最初に、1ページ目をごらんください。

議案第98号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第3号）。

平成25年度亶理町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,099万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ593億8,724万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出でございます。

3款民生費、1項7目障害者福祉費352万5,000円の増額補正でございます。右側11ページの説明欄にございますが、先ほど議案第97号でご承認いただきました、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてで説明いたしましたように、委託料としまして、損害賠償請求事件訴訟にかかわる弁護士委託費用が52万5,000円と、補償補填及び賠償金といたしまして、損害賠償請求事件和解金として300万円の、合わせて352万5,000円を補正するものでございます。

次に、4款衛生費、2項1目清掃総務費47万2,000円の増額補正でございます。これも、右の説明欄にございますが、このたび津波による被災を受けた行政区を初めとして7行政区から、当初予算で見込んでいた予算額を超えるごみ集積所建設費補助金及び側溝清掃容器購入補助金の交付申請等が7行政区からあったため、当初予算に対します不足額であります47万2,000円を今回補正するものでござ

います。

次に、7款商工費、1項4目企業誘致対策費3,700万円の増額補正ですが、右側の説明欄にございますとおり、亘理町工業用地等造成事業特別会計へ繰出金として補正するものでございまして、このことにつきましては、先週企業誘致支援特別委員会でもご説明いたしましたように、亘理中央地区工業団地への企業誘致を推進するに当たり、開発行為にかかわる県の許可申請を行うためにかかわる実施設計業務等の経費に関する繰出金でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、8ページをお開きいただきたいと思っております。

17款1項1目財政調整基金繰入金4,099万7,000円の増額補正でございます。先ほど歳出でご説明いたしました、今回の補正予算にかかわる調整財源としまして、4,099万7,000円を財政調整基金から繰り入れし、財源を確保するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 11ページの4款2項1目19節、先ほど説明ありましたが、7行政区、どこの7行政区なのか述べてください。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 昨年来から申し込みがありまして、25年度当初からごみ集積所の建設とか改築、修繕を行ったところは、南城東、鳥屋崎、浜吉田西でございます。なお、長瀬浜地区においては、側溝清掃容器購入も行っております。その後、行政区の総会が終わって申請が出されている地区が、桜小路西、館南下、上町北、それから浜吉田西が2カ所ございます。それから大畑浜地区となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 今の項目の19節のごみ集積所の中の、側溝清掃容器補助金というふうに議案説明の中にありました。これはどういうものなのか、内容をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 行政区にある側溝の汚泥を一時そこに上げて、ちょっと乾燥させると、そういうことの容器でございます。各行政区、環境美化推進員さん等をお願いしまして、いろいろやっただいていただいているわけでございますけれども、上限を2万円として、1個当たり400円程度の容器でございますけれども、そういった形で各行政区をお願いして、側溝清掃に使うための容器でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第98号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第99号 平成25年度亶理町工業用地等造成事業特別
会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第99号 平成25年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第99号 平成25年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。資料については、平成25年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと思ひます。

まず、初めに1ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

平成25年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,419万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款1項1目工業用地等造成事業費3,700万円の増額補正でございます。内容につきましては、これも先週の特別委員会でご説明しましたように、食料品製造業の舞台アグリノベーション株式会社から、今回亙理中央地区工業団地への企業立地の申し出があったことを受けまして、今後工場立地に必要な面積約5.3ヘクタールを含みます亙理中央地区工業団地の開発許可申請を行うこととしたことから、今回補正によりまして、開発行為許可申請手数料として100万円と、工業団地の実施設計及び開発行為許可申請業務にかかわる委託料として3,600万円の、合わせて3,700万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

1款1項1目一般会計繰入金3,700万円の増額補正でございます。先ほど歳出で説明しました、今回補正予算にかかわる財源として、一般会計から繰入金として3,700万円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 11ページ、1款1項1目13節ですけれども、これはどこに委託する予定になっているんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、さきに震災前にこの亙理中央地区工業団地の全体の調査測量設計、それから開発行為にかかわる委託をしたということで、株式会社パスコさんのほうに随意契約で委託したいということで考えておりま

す。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 同じく11ページのところですが、この3,600万円と100万円、先ほどの説明では、5.3ヘクタールを含むということですが、32.何がしの全体のことなのか、5.3だけなのか、これを確認しておきます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この工業団地全体でございます。以上です。（「はい、了解」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 開発行為をするときは、国土交通省令で定めにより県知事の許可を受けなければならないというふうなことに基づき、申請されるというふうなことであらうと思えますけれども、県のその申請手数料100万円、12節の役務費に手数料として100万円計上されておりますが、この手数料を見ますと、開発地区の面積に応じた金額がそれぞれ記載されております。10ヘクタール以上ですと87万円というふうな手数料があるかと思えますけれども、ここの100万円の内訳についてお願いをいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 県のホームページ等を見ますと、開発区域が10ヘクタールを超えた場合は87万円となっております。それで、今回については、今言った舞台アグリ5ヘクタール分等が単独で出すか、あるいは全体で出すかというのは、これから県の建築宅地課と調整するようになりますが、それで合わせて出すか、あるいは個別で出すようになるかということで、その分の調整費として13万円ということで計上していきまして、今後について、その金額について若干変動することがあろうかと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 舞台アグリイノベーションが進出するという前提で質問いたします。面積が5.3ヘクタール、5万3,000平米になります。1平米が1万4,500円なので、単純に計算すると約7億7,000万円になります。当初は賃貸ということで、工場が稼働してもすぐには入ると思いませんけれども、将来的に7億7,000万円が入ります。そこで、これまで工業用地取得のために3つの機関から借金しております。

す。1つ目は七十七銀行4億1,690万円、1つが漁連5億円です。これは利子が発生しております。もう1つは4億円で、これは県から、支払い年度は5年ということで26年度末となっております。それと、これから約20ヘクタールの造成もあると思います。その分の経費もかかるとは思いますけれども、その借入金と造成も含めて、その7億7,000万円の使い道、どういうふうな扱いをするのかお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今言った県の貸付金、これについては産業立地推進課窓口なんですけれども、いわゆる4億円の無利子、それから七十七、それから漁協関係については有利子となるわけなんですけれども、今高野議員おっしゃったように、今後その5.3以外の開発、いわゆる企業が来た場合については、当然今の財源としてこの7億7,000万円については工事費としてまず活用したいと考えております。それで、今後は、先週特別委員会でもお話ししたように、現在経済産業省のほうで、土地建物についてはまだ半分以上の補助が出るという制度がありまして、企業にとりましては、実は県のほうから何社か今打診といいますか、企業誘致進められているということがありまして、今後のことも考えますと、先ほど言ったほかのこれから開発する区域、残りの部分についての造成等に、まず優先的にこの7億7,000万円ということ考えていきたいと、工事費ということ考えていきたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） アイリスオーヤマの大山社長と齋藤町長はお話したという話で、この企業誘致をなさっている話が進んだというふうな話なんですけれども、そのお話ししたときの時点の町長と大山社長の会話というのは、どのようなものであったのかと。それで、今後この工業団地に町長のかける思い、失敗は2度できないんですけれども、そのようなことから、この工業団地の造成、今回の企業進出について、どのような考えを本人として持っているか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） アイリスオーヤマの大山健太郎社長は、亶理町に先月お見えになりまして、亶理町に企業誘致、進出したいというお話があったわけでございます。そういう中で、今後やはり、この平成20年に取得した亶理中央工業団地について

は、この団地全体を早く企業誘致いたしたいと思っております。その第一弾として、やはり舞台アグリ、アイリスという形になるかと思っておりますけれども、やはりこの団地そのものについては、地権者の方々の雇用ということでの取得をさせていただいたわけですので、今回の7月に国で発表されました、被災された市町村についての補助制度が確立したということで、これらの制度を活用しながら、さらに企業誘致に努力をしてみたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 多分この企業は、初め仙台市のほうに狭い工場を建設するというふうな話で考えていたと思うんですけれども、仙台市のほうについては、用地の面積とか価格の面で折り合いがつかなくて、亶理町のほうに来たのかなと考えます。あとは、ダイシンという生協の中にあるのも、多分アイリスオーヤマさんが親会社ではないかと思っておりますけれども、そういう面から考えると、亶理町にゆかりがないわけではないんです。そういう面から、やっぱり我々企業誘致支援特別委員会の中でも、ぜひ町長の話をお聞きしたかったんですけれども、あのときは事情があって出席できかねるというふうな話だったので、今この場で町長の気構えというか、そういうこの企業に対する思いをお聞きたいなと思って質問させていただきました。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、皆さんご案内のとおり、大山社長は東北経済界の代表幹事ということでございます。そういう中で、大山社長というのは大阪出身、そしてご案内のとおり、宮城県知事が大阪出身ということで、私も何回となく知事のほうに、亶理町の中央工業団地32.6ヘクタールあるので、ぜひ亶理町に、仙北の県の用地にだけ工場を張りつけるのではなく、仙南地方にもということでお願いしていたところ、知事のほうからもご連絡あり、そして担当であります産業立地推進課との調整によって、今回このように企業進出を受けるということは大歓迎ということで、今後の雇用の問題、あるいは被災された方々への恩返しというか、いろいろな面で、この企業誘致が亶理町の活性化に結びつくのではなからうかと思っております。ほかの土地、すなわち27ヘクタール分についても、ぜひ企業誘致を積極的に対応してみたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成25年7月第21回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時45分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 鞠子幸則

署名議員 佐藤 實